

東北大学における公正な研究推進のための共同研究等実施指針

平成 28 年 3 月 29 日

統括研究倫理推進責任者 裁定

1. 目的

本学における構成員（教職員及び学生）が、人類社会に貢献する責任ある教育・研究活動を誠実に行うと共に公正な研究活動を推進するために、複数の研究者による共同研究及び個人で行う研究（以下「共同研究等」という。）に際しての基本方針を定める。

2. 原則

本学の構成員が行う共同研究等とその研究成果の発表においては、各共同研究者を尊重し、公平・効果的な協力関係を築けるよう共同研究者間であらかじめ研究の進め方公表の仕方などについての同意を得ておくことを基本として、次の原則に基づいて実施するものとする。

- (1) 学内外を問わず複数研究者による共同研究の実施において、共同研究を代表する者（代表研究者[*]）は、その成果の発表における責任著者（corresponding author）[*]を明確にし、各共同研究者が個々の役割・責任を認識した研究活動を行うようにすること。また、個人で行う研究における単著による成果の発表においても責任著者として役割を果たすこと。
- (2) 責任著者は、ガイドライン等に従った適切な論文作成を行い、共著者掲載順序も含めて各共著者の貢献・役割を明確にすること。
- (3) 責任著者は、研究成果の発表に際して、共同研究等が関係法令・学内規則・部局の取り決め等を順守して公正に行われたものであり、必要な場合は手続き等が完了していることを確認すること。
- (4) 民間機関等との契約による共同研究を行う場合は「企業と大学双方の相互尊重と対等性の原則」に基づき、利益相反の弊害が生じないよう適切な利益相反マネジメントを実施すること。
- (5) 国外機関との共同研究を行う場合は、意図しない技術流出などにより国際的な平和及び安全が損なわれることがないよう外国為替及び外国貿易法に基づいた本学安全保障輸出管理制度に従うこと。

[*]本指針での代表研究者とは、研究室・研究グループ等組織ごとの主宰者のほか、グループ内における個別の研究課題の中心的な研究者および個々の科学研究費等プロジェクト研究の代表者などを意味する。責任著者は、成果論文発表等に際して、その個別論文の内容について責任を担う研究者であり、論文が扱う研究課題の実質的な中心的実施者である。責任著者は代表研究者が兼ねる場合もあり、プロジェクトや研究分野によっては両者を別とする場合もある。その役割分担については各共同研究における自主的な判断のもとで明確にする。

3. 本学における共同研究等の実施基準

本学において、2. 原則に記した各項目を達成するために、大学全体と各部局において以下の各取り組みを実施する。

(1) 各部局では、責任著者による「研究成果発表確認シート」の作成によって、共同研究者、共著者の役割・責任の確認とともに公正な研究成果・発表であることを確認し、これを管理保管することで組織責任を担保する。シートは、論文内容に関する著者責任の確認も兼ねているため、個人研究による単著の場合も提出するような各部局での実施内容となることが望ましい。

- ・ 本学の構成員が責任著者の場合に、責任著者は、論文投稿時に「研究成果発表確認シート」を作成し研究記録として保管する。また、論文受理・掲載時には、掲載誌情報などを追記したシートを部局長宛に提出し部局保管とする。
- ・ シート提出を要する成果発表は、原著論文は必須とし、他の発表（解説、著書、会議発表など）については部局・研究分野の特性などに従って部局の判断により選択する。
- ・ シート様式・確認する内容、提出媒体・方法（紙媒体、電子媒体）、保管・管理方法などの詳細については、本指針に基づき策定される部局指針における申し合わせ等により、各部局における研究分野の特性、組織形態、実効性などとあわせて検討・策定される。

(2) 全学は、機関責任と研究活動活性化とのバランスに配慮した実効的な制度・実施方法についての検討・調査を行い、各部局が研究分野の特性に合わせて作成する「研究成果確認シート」の内容や実施方法について適切に助言・支援を行う。また、実施状況については公正な研究実施に関する部局監査、部局自己点検評価などによって定期的に確認する。

4. 指針の適用時期

この指針は、平成 29 年 4 月 1 日から適用するものとする。

なお、平成 29 年 3 月 31 日までを本指針の適用のための集中改革期間とし、実効性のある運用に向けた準備を集中的に進めるものとする。

注) シート様式・確認する内容、提出媒体・方法(紙媒体、電子媒体)、保管・管理方法などの詳細については、本指針に基づき策定される各部局指針における申し合わせ等により、研究分野の特性、組織形態、実効性などとあわせて検討・策定されます。

責任著者は、論文投稿時に「研究成果発表確認シート」によりオーサーシップなど確認事項について確認し、論文受理・掲載時に、掲載誌情報などを含めてシートを提出してください。

研究成果発表確認シート(例)

(参考例: 部局、研究分野の特性に合わせて適宜加除してください。)

[部局長] 宛

責任著者として以下の研究成果発表が公正な研究の実施により行われ、適切に行われたことを確認しました。

****年**月**日

所属:

責任著者(corresponding author):

(提出先: 作成したシートは[部局担当]係に提出してください。)

発表形態: 原著論文 解説(review) 著書 会議発表 その他 ()

題目:

著者名(全員、著者順):

所属(著者と関連付け):

掲載雑誌情報(雑誌名、巻、ページ、年):

DOI:

各著者の役割:

(上記情報が掲載論文にある場合は、その部分のコピー添付によって記載を省略可)

確認事項: 本研究成果発表において、責任著者として以下の事項をすべて確認しました。□(チェック)

(責任著者への注意: 確認事項に一つでも確認できない事項がある場合は、研究成果発表として適正ではありません。発表内容、手続きなどを再検討してください。)

1. 不正行為(捏造・改ざん・盗用)を行っていません。
2. 不適切な行為(二重投稿・分割出版・不適切なオーサーシップ)を行っていません。
3. 共著者には発表内容について著者順を含めて承諾を得ています。
4. 適切な先行研究の引用、出典の明記を行っていません。
5. 適切な謝辞の記載を行っていません。
6. 関係法令・学内規程を順守し必要があれば学内手続等を行っていません。
7. 実験データ・研究資料・試料などの保存に関する取り決めに従い、適切な管理を行っていません。
8. 該当する場合は、「研究倫理審査」の承認を受けています。
9. 該当する場合は、「利益相反状態」に関する確認を行っていません。
10. 該当する場合は、「安全保障輸出管理」に関する手続きを行っていません。

付記

*原則(1)に関して、ガイドラインなどで求められている研究開始時もしくは研究実施中に代表研究者、責任著者などによる役割分担・責任の明確化、研究成果の確認について全学システムとして制度化することは、外部資金などにより明確に目的、実施方法が規定されたプロジェクト研究以外の通常の研究室単位での研究活動においては現実的では無いと考えられる。研究成果の発表時における「出口管理」を適切に行う事で組織的に実施していることを担保する。

*国際共同研究、民間との共同研究について

研究発表、研究活動については、基本的には前項同様に実施（責任著者が東北大学構成員の場合）することで十分であり、特段に国際、民間についてガイドラインに明記する必要性は小さい。

ただし、既存・実施中の関係法令・制度・規定（民間機関との共同研究、利益相反マネジメント、安全保障輸出管理）の順守や学内手続の漏れの無い実施についてはあらためて記して注意喚起する。